

保護者様

令和 年 月 日
群馬県立新田暁高等学校長

学校感染症と出席停止について（通知）

年 組 氏名

生徒が医師の診察を受け、下表の病気に感染していると診断された場合、学校保健安全法により「出席停止」となります（出席停止期間は欠席扱いになりません）。病気が治癒した後、下線以下の治癒証明書を医師に記入していただき、学校へ提出してください。

学校で予防すべき伝染病の種類		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、南米出血熱、痘そう、鳥インフルエンザ、 <u>新型インフルエンザ感染症、新感染症</u>	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、 <u>流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎</u> 、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、 <u>パラチフス</u>	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

治癒証明書

群馬県立新田暁高等学校長 様

年 組 氏名

上記の生徒は[]のため、出席停止となっておりましたが、他への感染のおそれなくなりましたので、登校可能と判断します。

出席停止期間[月 日～ 月 日]

令和 年 月 日
医療機関名
医師名

印